

## 令和5年6回小清水町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和5年11月22日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)
- 第 3 議案第50号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第51号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第53号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第54号 令和5年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 8 議案第55号 令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第56号 令和5年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第57号 令和5年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	佐藤昌嗣君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	牧野尚樹君
企画財政課長	畔木雅之君
町民生活課長	荒木和正君
保健福祉課長	組野麻記君
産業課長	石丸寛之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	村上信二君
農業委員会事務局長	石丸寛之君
監査委員事務局長	斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	斉藤高広君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和5年第6回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 木戸寛治議員 9番 更科浩司議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

工藤孝一議会運営委員長。7番。

○議会運営委員長（工藤孝一君）7番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和5年第6回臨時会を開催するに当たり、先ほど議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の運営、会期等について協議いたしました。本日の臨時会議案は、条例4件、補正4件でございます。本日、臨時会、本日1日とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名であります。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。

臨時町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

例年になく暖かな秋も過ぎ去り、気温の低下とともに、冬の訪れが近づいてまいりました。

そうした本日、令和5年第6回臨時町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、何かと御多用の時期にもかかわらず、全員の御応招を賜り、ここに開会できますこと厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに、条例改正は、令和5年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など4件、補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費の補正を主な内容とする各会計補正予算4件、合わせて8件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案につきまして御協賛くださいますようお願い申し上げます、本臨時町議会開会に当たっての挨拶といたします。

◎議案第50号 乃至 議案第53号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第50号ないし日程第6、議案第53号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第50号ないし議案第53号について一括して御説明いたします。

内容につきましては、人事院勧告に準ずる期末勤勉手当の支給月数及び給与月額を引き上げに伴う改定に伴う関係条例の改正で、本年4月、国家公務員の月例給与と民間給与の比較調査により、国家公務員の月例給与が民間給与を下回っていること及び期末勤勉手当の支給月数と民間の特別給の支給割合との比較においても0.09か月下回っていることから、民間給与等との均衡を図るため、それぞれ引き上げる人事院勧告がなされたところであり、本町においても国家公務員に準拠し、同様の改正を行うものであります。

議案は2ページからとなりますが、別途お配りしております資料、令和5年人事院勧告に関する条例改正概要及びそれぞれの新旧対照表にて御説明いたしますので、そちらを御覧願います。

まず、特別職の期末手当、一般職及び再任用職員の期末勤勉手当の改正について御説明いたします。

資料の1、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び2の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので、年間の支給月数を現行の4.40か月から0.10か月分を引き上げ、4.50か月とする内容となっております。

本改正につきましては、本年度は6月手当が既に支給されておりますことから、12月手当の現行支給月数に0.10か月分を加えた2.30か月分といたしまして、令和6年度以降につきましては、6月及び12月とも2.25か月とするものでございます。

次に、3の職員の給与に関する条例の改正でございますが、一般職員及び再任用職員の期末勤勉手当についても、特別職と同様に期末勤勉手当の支給月数を引き上げるもので、一般職につきましては、期末勤勉手当の支給月数を6月と12月合わせて0.10か月分を引き上げ、再任用職員につきましては、0.05か月分引き上げるものでございます。

本年度は特別職と同様に既に6月手当の支給がされておりますことから、一般職は12月手当の期末及び勤勉手当の現行支給月数にそれぞれ0.05か月分を加えた合計2.30か月分とし、再任用職員は現行支給月数にそれぞれ0.025か月分を加えた合計1.20か月分とするものであり、令和6年度以降につきましては、6月及び12月とも、期末手当の支給月数を一般職1.225か月、再任用職員0.6875か月、勤勉手当の支給月数を一般職1.025か月、再任用職員0.4875か月とし、期末勤勉手当の総支給月数、一般職2.25か月、再任用職員1.175か月とするものでございます。

次に、給与月額の改正について御説明いたします。

新旧対照表の2ページ、別表第1の表を御覧願います。

このたびの改正に伴う人事院勧告の内容は、冒頭申し上げましたとおり、国家公務員の月例給与と民間給与の比較調査によって国家公務員の月例給与が民間給与を下回っていることから平均1.1%引き上げることとされ、具体的には、民間企業の動向等も踏まえ、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ所要の改正を行うこととされたところであります。これを受け、本町においても国家公務員に準拠し所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号のフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例改正について、御説明いたします。

議案10ページと新旧対照表を併せて御覧願います。

先ほど御説明いたしました職員の給与改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員についても同様に所要の改正を行うものであり、給料表については職員の給料表における1級、2級と号俸、給料月額ともに同様であります。

最後に、改正する各条例の施行期日につきまして、本年度分の期末勤勉手当の改定は公布の日から施行し、来年度分の期末勤勉手当の改定に係る施行期日につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

職員及びフルタイム会計年度任用職員に係る給与の改定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

初めに、議案第50号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第54号 乃至 議案第57号

○議長（坂田秀昭君） 日程第7、議案第54号ないし日程第10、議案第57号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、令和5年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、令和5年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君） ただいま上程されました議案第54号ないし議案第57号、小清水町各会計補正予算について。初めに、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案書17ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,300万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億4,134万8千円とするものでございます。

20ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正の追加、情報通信技術利活用事業債は、災害時に衛星回線を活用した監視運用システム等の導入に係る発行限度額1,240万円追加するものでございます。

歳出予算ですが、各歳出科目における補正予算計上額のうち、人件費の補正につきましては、後ほど総務課長より給与費明細書にて説明がありますので、私のほうからは人件費以外の補正額についてのみ説明させていただきます。

それでは、議案書25ページ、併せて主要施策調を御覧ください。

初めに、2款総務費1項13目デジタル化推進費は、国の補助金の採択を受け、災害時に衛星回線を活用した監視運用システム等を導入するものとして、衛星回線通信設備等設置業務委託料2,503万6千円を追加計上。

次ページになります。

3款民生費1項社会福祉費8目介護保険対策費は、居宅介護支援事業に係る人件費分の繰出金として43万7千円の減額計上。

4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費は、現在、網走市ほか4町の広域で建設計画中の中間ごみ処理施設の宅盤造成及び工事用仮設道路の設計に係る基本調査費用の本町負担分として25万3千円追加計上。

議案書27ページ。

9款消防費1項1目消防組合費は、職員人件費に係る減額で、斜里地区消防組合負担金171万5千円減額計上するものです。

次に、歳入予算ですが、22ページにお戻り下さい。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、先ほど歳出デジタル化推進費で申し上げた地域連携と災害・減災対策のための機器導入とネットワーク整備及び活用事業に係る補助金として、情報通信技術利活用事業費補助金1,241万8千円追加計上。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして、前年度繰越金5,712万3千円を減額し、20款諸収入は、会計年度任用職員の社会保険料、雇用保険料の本人負担分の保険料収入70万4千円を減額計上するものです。

21款町債は、第2表、地方債補正で御説明しましたとおり情報通信技術利活用事業債を追加するものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）私のほうから給与費明細について御説明いたします。

議案書29ページをお開きください。

まず、特別職でございますが、表の下段、比較の欄が今回の補正の内訳でございます。人事院勧告に準ずる期末手当の改定とこれに伴う共済費の増額等によるものでございまして、長等及び議員の期末手当など、合わせまして27万8千円の増額となっております。

次のページ、一般職につきましては、（1）総括の比較の欄でございますが、給料が575万1千円の減額、職員手当が96万3千円の増額、共済費が301万4千円の減額で、合計780万2千円の減額となっております。

内訳につきましては、下段の表に職員手当の内訳を記載しております。

次のページをお開きください。

給料及び職員手当の増減額明細となります。

給料につきましては、人事院勧告に準ずる給与改定分370万1千円増額、年度当初の人事異動等に伴う予算調整を行い、総額575万1千円の減額、職員手当につきましては、人事院勧告による期末勤勉手当等の増額453万6千円、その他の人事異動等に伴う予算調整を行いまして、総額で96万3千円の増額となっております。

次のページをお開きください。

定数外職員につきましては、（１）総括の比較の欄でございますが、報酬が２１６万２千円の増額、給料が１，２９７万８千円の減額、職員手当が４５５万８千円の減額、共済費が４７０万円の減額、合計２，００７万４千円の減額となっております。

内容につきましては、下段の表、職員手当の内容を記載しております。

次のページをお開きください。

給料及び職員手当の減額明細となります。

給料につきましては、給与改定分２７２万４千円増額、その他の予算調整合わせまして、総額１，２９７万８千円の減額。職員手当につきましては、給与改定に伴う期末手当等の増額７６万３千円、その他の予算調整を行い、職員手当総額４５５万８千円の減額となっております。

なお、介護保険特別会計及び各事業会計の給与費明細につきましては、一般会計と同様に人事院勧告及び人事異動等による調整分でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）続きまして、議案第５５号、令和５年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

議案書３５ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、サービス事業勘定において４３万７千円を減額し、予算総額を２，０７１万円とするものでございます。

４２ページをお開きください。

令和５年人事院勧告等に伴う人件費の補正といたしまして、初めに、歳出予算の補正では、１款１項居宅介護支援事業費におきまして、介護支援専門員２名に係る、２節給料、３節職員手当等、４節共済費、１８節負担金補助及び交付金を合わせまして４３万７千円減額。

４０ページに戻りまして、歳入予算では、一般会計による事務費負担といたしまして、２款１項一般会計繰入金歳入を歳出と同額の４３万７千円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）続きまして、議案第５６号、小清水町簡易水道事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案４６ページをお開き願います。

第１条の収益的支出の補正でございますが、簡易水道事業費用で営業費用を４６万２千円減額し、補正後予算を２億１，３２８万２千円とするものでございます。

第２条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費を４６万２千円減額し、補正後予算を１，６８９万１千円とするものでございます。

給与費明細書など補正予算に関する説明書は４８ページから５３ページとなりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので５５ページをお開き願います。

収益的支出につきまして、給与改定に伴いまして、１款簡易水道事業費用１項３目総係費において、給料で４万１千円、手当てで９万６千円、賞与引当金繰入額で３万７千円、法定福利費引当金繰入額で８千円をそれぞれ追加計上し、法定福利費を６４万４千円減額するものでございます。

以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第５７号、小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案５７ページをお開き願います。

第１条の収益的支出の補正でございますが、農業集落排水事業費用で営業費用を２４７万７千円減額し、補正後予算を１億６，８２６万７千円とするものでございます。

第2条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費を247万7千円減額し、補正後予算を458万2千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書は後ほど御確認いただきまして、補正予算参考資料66ページをお開き願います。

収益的支出につきまして、給与改定及び人事異動に伴いまして、1款農業集落排水事業費用1項3目総係費において、給料で80万円、手当で88万6千円、法定福利費で61万7千円、賞与引当金繰入額で13万9千円、法定福利費引当金繰入額で3万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第54号、質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。予算書22ページの歳入に関わる項目ですが、20款諸収入、雑入、保険料収入の減額、会計年度職員本人負担分の減額ということで、この減額補正の内容についてお示しただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）お答えさせていただきます。

フルタイム会計年度の給与の減額に伴いまして、それに伴う保険料の収入、予算上で減額をするといった形でございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。

ございませんか。

終結してよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）



○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第56号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。  
よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第57号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第57号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。  
よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、令和5年第6回町議会臨時会を閉会いたします。  
慎重審議、ありがとうございました。

（午前10時10分）